

富 介 第 700 号

平成 27 年 12 月 25 日

居宅介護支援事業所管理者
介護保険施設管理者 各位
地域包括支援センター長

富津市健康福祉部 介護福祉課長

介護保険分野における番号制度の導入に係る介護事業者等において個人番号を利用する事務等について

貴職におかれましては、日頃から本市介護保険に対しご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険分野における番号制度の導入について、平成 27 年 12 月 15 日付け厚生労働省老健局からの事務連絡（介護保険最新情報 vol.506）があったところです。

平成 28 年 1 月からのマイナンバー制度の開始後の介護保険の手続きに係る申請書等にマイナンバーの記載が必要になるものがあり、その手続きの際には、成りすまし等の不正行為を防ぐために本人確認の実施が義務付けられます。

つきましては、下記のとおりの手続きをお願いするとともに、「介護保険最新情報 vol.496、vol.506」や厚生労働省老健局平成 27 年 12 月 15 日付け介護事業者向け事務連絡を再度ご確認ください、個人番号の取扱いについて特段の御配慮をお願いします。

また、要介護認定等に係る個人情報提供申出書の取扱いにおいても、閲覧又は写しの交付を受ける者の本人確認を実施しますので、併せて御配慮をお願いします。

記

1 平成 28 年 1 月からマイナンバーの記載及び本人確認が必要な申請書、届

出書

(1) 資格・関係

- ①介護保険資格取得・異動・喪失届
- ②介護保険住所地特例適用・変更・終了届
- ③介護保険被保険者証交付申請書
- ④介護保険被保険者証等再交付申請書

(2) 要介護（要支援）認定申請関係

- ①介護保険要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書
- ②介護保険要介護（要支援）状態区分変更申請書
- ③介護保険サービス種類指定変更申請書

(3) 給付関係

- ①居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書
- ②介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書
- ③基準収入額適用申請書
- ④介護保険高額医療合算介護（予防）サービス費支給申請書・自己負担額証明書交付申請書
- ⑤介護保険負担限度額認定申請書
- ⑥介護保険特定負担限度額認定及び利用者負担額減額（免除）等申請書

2 窓口での本人確認の方法（以下、5を除き、本人とは被保険者のことをいいます。）

(1) 代理人申請の場合

申請書等を受け付ける際に、(ア)代理権の確認、(イ)代理人の身元確認、(ウ)本人の番号確認を行います。

(ア)～(ウ)のそれぞれの場面で必要となる書類は、別紙1で確認してください。

(2) 代理人以外の手続きによる場合

【代理権の授与が困難な被保険者に係る申請を行う場合】

本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書等に個人番号を記載せずに、従来どおりの申請を行ってください。

【代理権のない使者として申請する場合（提出代行）】

本人の代わりに使者として申請書等の提出をするに過ぎない場合は、個人番号を見ることのないよう、申請書等を封筒に入れて提出する等の措置をして市に提出してください。この場合、本人に代わって申請書等に個人番号を記入することはできません。

窓口では本人から郵送により個人番号の提供をする場合と同様の本人確認（個人番号確認、身元確認。別紙1参照）を行います。

3 留意事項（厚生労働省老健局平成27年12月15日付け介護事業者向け事務連絡等から）

（1）介護事業者は、本人から委任された権限の範囲内で個人番号を利用する事務を行っているに過ぎないため、これを超える範囲で個人番号を利用することは認められません。例えば、申請時に視認した個人番号を事業所に記録しておき、それを利用して介護サービス利用者の情報管理を行うことなどは許されません。

業務上の必要性から申請書等のコピーを蓄積する場合は、個人番号の部分の復元できないよう黒塗り等での対応により、個人番号が蓄積されないように注意してください。

また、申請が郵送による場合は、本人確認のための書類は、写しを提出することとして差し支えありません。

（2）その他

- ・ 個人番号の記載がないことだけを理由に、窓口で申請書、届出書の受付を拒否することはありません。
- ・ 上記1から3（1）までは、申請書等に個人番号を記載する場合の取扱いであって、申請書等に個人番号を記載する必要がないもの、記載がない又は記載しない場合は、従来どおりとなります。
- ・ 要介護（要支援）認定の申請にあたっては、本人の介護保険被保

険者証を必ず添付してください。

4 市ホームページへの掲載

新しい申請書、届出書は、富津市ホームページ「介護保険関係申請書」に掲載します。また、来年1月下旬に事業者向けのページを公開し、それ以降の市からの情報は市ホームページにて発信する予定です。

5 要介護認定等に係る個人情報提供申出書の取扱いについて

平成28年1月以降の申出から、申出書に記載の「閲覧又は写しの交付を受ける者」に提供し、その際に従業者身分証明書等により本人確認を行います。それ以外の方への提供は行いません。個人情報提供申出の際に必要な書類は、当該申出書に記載していますので、再度ご確認ください。

(担当)

介護福祉課介護福祉係

電話 0439-80-1262